5　信用事業が改善した旨の認定の要件としての特定優先出資等の処分等が困難と認められる場合

法附則第一六条第三項第八号の政令で定める場合は、機構が取得した特定優先出資等につき、譲渡その他の処分を円滑に実施できる見込みがない場合又は剰余金をもってする消却若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合とすることとした。（附則第六条関係）

6　信用事業が改善した旨の認定を受けた場合における合併等の認可の要件

法附則第一六条第五項の規定により適用する法附則第一一条第二項第四号の政令で定める要件は、合併等により機構が取得する特定優先出資等につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難になると認められる場合でないこととすることとした。（附則第八条関係）

7　施行期日

この政令は、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二三年九月二六日）から施行するものとした。

◇海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律の施行期日を定める政令（政令第二八七号）（文部科学省）

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二三年法律第一五号）の施行期日は、平成二三年九月一五日とすることとした。

◇海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律施行令（政令第二八八号）（文部科学省）

1　学術上優れた価値を有する動産で政令で定めるもの

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号の政令で定める動産は、次に掲げるものとすることとした。（第一条関係）

㈠　化石

㈡　希少な岩石、鉱物、植物又は動物の標本

㈢　㈠及び㈡に掲げるもののほか、これらに準ずる程度に学術上優れた価値を有するものとして文部科学省令で定める動産

2　指定の要件

法第三条第一項本文の政令で定める要件は、次のいずれにも該当するものであることとした。（第二条関係）

㈠　国際文化交流の振興の観点から我が国における公開の円滑化を図る必要性が高いと認められること。

㈡　文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律（平成一四年法律第八一号）第三条第二項の規定により特定外国文化財として指定されたものでないこと。

㈢　我が国において販売することを目的とするものでないこと。

3　強制執行等をすることができる場合

法第三条第一項ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合とすることとした。（第三条関係）

㈠　法第三条第一項の指定に係る海外の美術品等（㈡において「指定美術品等」という。）を公開するため貸与した者の申立てにより、強制執行、仮差押え及び仮処分をする場合

㈡　㈠に規定する者から指定美術品等を借り受けた者の申立て（㈠に規定する者の同意を得て行うものに限る。）により、強制執行、仮差押え及び仮処分をする場合

4　指定の取消しができる場合

法第三条第五項の政令で定める場合は、不正の手段により同条第一項の指定を受けた場合とすることとした。（第四条関係）

5　この政令は、法の施行の日（平成二三年九月一五日）から施行することとした。

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令（政令第二八九号）（厚生労働省）

1　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴い、次の厚生労働省関係政令等について所要の規定の整備を行うこととした。（第一条～第三条関係）

㈠　児童福祉法施行令（昭和二三年政令第七四号）

㈡　関税定率法施行令（昭和二九年政令第一五五号）

㈢　社会福祉法施行令（昭和三三年政令第一八五号）

2　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の保育所に係る居室の床面積の特例を講ずる期限は、平成二七年三月三一日とすることとした。（第四条関係）

3　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

政　令

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年九月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百八十五号

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成二十三年法律第八十九号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十三年九月二十六日とする。

内閣総理大臣　野田　佳彦

財務大臣　安住　淳

農林水産大臣　鹿野　道彦

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部を改正する政令

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年九月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百八十六号

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十三条第三項並びに附則第三条第一項第五号、第四条第二項第三